

宇部市都市再生推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(以下「法」)第81条の規定に基づき立地適正化計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、宇部市都市再生推進協議会(以下「推進協議会」)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 立地適正化計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 立地適正化計画の実施に係る調整に関すること
- (3) 立地適正化計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、立地適正化計画の推進を図るため必要な事項

(委員)

第3条 推進協議会は、30人以内の委員をもって組織し、次に掲げるものをもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。

2 辞任又は増員による任期は前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員の再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長をそれぞれ一人置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進協議会に出席させ意見又は説明を求めることができる。

6 会議は、原則として公開するものとする。ただし、推進協議会の決定により公開しない事ができる。

(アドバイザー)

第7条 第2条の所掌事項を協議していくうえで、推進協議会に対し助言・提言等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、専門知識を持つ者のうちから市長が依頼する。

(部会)

第8条 推進協議会の所掌事務に係る専門的な検討及び部門別の計画の企画立案を行うため、推進協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織・運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 推進協議会の事務局は、総合戦略局コンパクトシティ・共生型包括ケア推進グループに置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(宇部市都市再生推進協議会設置要綱の一部改正)

2 宇部市都市再生推進協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

第3条中「市長が委嘱する」を「市長が委嘱し、又は任命する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(宇部市都市再生推進協議会設置要綱の一部改正)

2 宇部市都市再生推進協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

第9条中「土木建築部」を「都市整備部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

(宇部市都市再生推進協議会設置要綱の一部改正)

2 宇部市都市再生推進協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

第4条中「3年」を「3年以内」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(宇部市都市再生推進協議会設置要綱の一部改正)

2 宇部市都市再生推進協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

第9条中「都市整備部都市政策推進課」を「総合戦略局コンパクトシティ・共生型包括ケア推進グループ」に改める。